

## 【別紙 1】

### 「令和 2 年度中大規模木造建築設計セミナー委託業務」業務仕様書

#### 1 目 的

木材の需要拡大を図るためには、公共建築物や民間商業施設などの非住宅建築物の木造・木質化の推進が必要であるが、県内には中大規模の木造設計に精通した建築士等が少ないことから、非住宅建築物における木造・木質化の提案や相談を行える技術者の育成が必要である。

このため、県内の建築士及び公共施設の整備に関わる県、市町の担当職員を対象に、中大規模の木造建築に必要な知識・技術を習得するための講座「令和 2 年度中大規模木造建築設計セミナー」を実施し、木材の特性を活かした非住宅の木造建築の設計ができる技術者の育成を図るとともに、建築士及び行政担当職員と、林業・木材産業事業者が情報を共有する機会を設けることにより、木材の流通状況等に応じた木造設計を行うことのできる体制を整え、県内建築物の木造・木質化を推進し、県産材の利用拡大を図る。

#### 2 業務内容

セミナーは「建築士対象講座」及び「行政営繕・発注担当対象講座」の 2 講座とし、以下の項目を実施すること。

##### (1) 講座内容及び講師等の検討

###### ア カリキュラムの作成及び講師の選定

下記の講座概要及び講座内容に沿ったカリキュラムを作成し、講師の選定等を行うこと。

###### イ 講座概要

###### (ア) 建築士対象講座

平成 30 年度又は令和元年度中大規模木造建築設計セミナーを修了した建築士を対象に、県産材を活用した中大規模木造建築物の実設計につなげるための技術の習得など、修了生のブラッシュアップを図る研修会を 2 日間実施すること。

###### (イ) 行政営繕・発注担当対象講座

県市町の営繕担当及び発注担当者を対象に、県産材を活用した建築施設の木造・木質化に関する基礎的な知識を習得する研修会及び現地視察を 6 日間実施すること。

###### ウ 講座内容

###### (ア) 建築士対象講座

- ・ 県産材の調達や木材の特性に関する内容
- ・ 延床面積 500～1,000m<sup>2</sup> 未満の木造建築物の構造計画や防耐火計画、維持保全に関する内容
- ・ 過年度の中大規模木造建築設計セミナー修了者のスキルアップを図る内容  
(過年度セミナー講座内容については別紙 1-2 のとおり)

###### (イ) 行政営繕・発注担当対象講座

- ・ 県産材の調達や木材の特性に関する内容
- ・ 木造と S 造・RC 造の建設コスト比較や、木造・木質化施設の維持保全に関する内容

###### エ その他

- ・ 講座内容及び講師等は、県と協議のうえ決定すること。
- ・ 建築士対象講座については、過年度セミナー講座内容を踏まえカリキュラムを作成すること。

- ・行政営繕・発注担当対象講座については、県・市町職員、建築士、林業・木材関係事業者等が交流する機会を1日以上設けること。

(2) 講座の運営

ア 講座に係る資料の準備・提供

講座に係る資料をデータにまとめ、講座開催日の3日前までに県に提出すること。

イ 講座当日の運営

講座の司会・進行、記録等当日の運営を行うこと。

ウ 場所及び日時について

- ・講座の実施場所については、県が指定したとおりとすること。
- ・開催日時については、建築士対象講座は7月20日（月）及び30日（木）に開催することとし、行政営繕・発注担当対象講座は県と協議のうえ決定すること。

エ その他

- ・受託者は、各講座の内容をまとめた講座記録を作成し、各講座終了後すみやかに県に提出すること。
- ・講師と受講者及び受講者間での連携を深めるよう配慮すること。

(3) 講座の検証

ア 講座受講者アンケート

受講者に対し、講座効果の測定と運営改善のため、アンケート等による調査を実施し、分析を行うこと。

イ 上記アンケート結果を分析・検証した結果を報告書にまとめ県に提出すること。

(4) 委託者と受託者の業務区分

当該業務を行う上での役割分担は、別記のとおりとする。

(5) 事業実績の報告書及び成果物の納品

受託者は委託業務として実施した内容及び精算経費に関する報告書を県に提出すること。

なお、報告書の様式は任意とする。

(6) 委託料の内容

ア 委託料の対象となる経費

(ア) 受託者人件費、旅費

※本委託業務に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できること

(イ) 講座調整活動経費

(ロ) 配布資料等印刷費

(ハ) 講座テキスト、消耗品購入費

(ニ) 受託者が使用する機械・機器のレンタル料、リース料

(ホ) 通信、運搬費

(ヘ) その他、委託者が認める経費

イ 委託料の対象とならない経費

(ア) 研修広告費

(イ) 土地・建物を取得するための経費

(ロ) 施設や設備を設置又は改修するための経費

(ハ) 飲食費

(ニ) 受託者の他の業務と区分できない経費

(ホ) 委託契約以前に支出した経費

(ヘ) 講師謝金及び旅費

- (ク) 会場費
- (ケ) 講座中の移動に要する経費
- (コ) 建築士会 CPD 制度のプログラム審査費等
- (ク) 事業との関連が認められない経費
- (シ) その他、委託者が負担する経費

ウ その他の留意事項

- ・本委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行うこと。
- ・本委託業務に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにしておくこと。

(7) その他

- ・講師の選定にあたっては、大学・短期大学等の教授、又はこれに準じる者に相当する者を選定することとし、報償費の目安については、12,000円/時間とする。
- ・受講者の情報(住所、氏名、年齢、所属、受講動機、出欠状況等)を県個人情報保護条例に従って適切に管理すること。
- ・実施にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じるとともに、国内及び県内の状況に応じて、ビデオ会議による開催など柔軟な対応を行うものとする。

**3 契約上限額** 3,886,300円(消費税及び地方消費税を含む)

**4 参加条件**

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

**5 契約条件**

- (1) 委託業務名 令和2年度中大規模木造建築設計セミナー委託業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和3年3月12日(金)まで
- (3) 成果品 2(5)のとおり
- (4) 成果品の提出期限 令和3年3月12日(金)

**6 企画提案コンペの実施方法**

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和2年度中大規模木造建築設計セミナー委託業務企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において書類審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

(1) 的確性

委託業務の趣旨を的確に理解し、効果的な講座運営計画となっているか。

(2) 専門性（比重配点×2）

提案内容は、専門的な見地からなされたものとなっているか、過去に類似の業務を行った経験を有しているか。

(3) 実行性

実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる提案となっているか。

(4) 経済性

見積限度額内でより効果的な経費運用がなされているか。また、見積額及び積算内訳は適当か。

- ・企画提案書の提出期限は、令和2年6月17日（水）15時まで（提出先：三重県農林水産部 森林・林業経営課）とする。メール可。郵送の場合は必着のこと。
- ・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・随意契約は、見積書の提出により行う。

## 7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書 8部

原則A4版、両面長辺綴じ印刷、文字サイズ12ポイント以上。

表紙を含め20ページ以内（長辺側を綴じてください）。

企画提案書には、以下の内容について、できる限り具体的に記載してください。

ア 実施方針

講座の特色や、講座全体のコンセプト等を提案してください。

イ 講座内容

講座のカリキュラム及び講師を提案してください。

ウ 業務スケジュール

業務行程等のスケジュールを提案してください。

エ 類似事業の実績

同様の事業についての実績の有無及びその内容について記載してください。

オ その他

- ・新型コロナウイルス感染防止対策に向けた対応方法について記載してください。
- ・他者に対して優位であると思われる点等、その他追記事項があれば記載してください。

(2) 経費見積書 8部（コピー可。ただし原本1部要）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

(3) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部

(4) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

(5) 提案事業者の概要書 8部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な企業等を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの。

## 8 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期限

令和2年6月5日（金） 15時まで（必着）

### (2) 質問の提出

当該企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、17に記載の担当課・連絡先まで、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。送信後は、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

### (3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

### (4) 質問に対する回答

いただいた質問には6月8日（月）までに、三重県ホームページにて回答させていただきます。

## 9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第3号様式）
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（第4号様式）

## 10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部 森林・林業経営課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。  
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとし、（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県農林水産部森林・林業経営課において行います。

## 1 1 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 1 2 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

## 1 3 見積及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 1 4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下、「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 1 5 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 1 6 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

## 1 7 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県農林水産部 森林・林業経営課 木材利用推進班  
電話：059-224-2565 FAX：059-224-2070  
E-mail：shinrin@pref.mie.lg.jp

## 別記

	段階	委託者の役割	受託者の役割
1	企画	企画内容の決定 事業成果目標の設定	企画内容の検討、提案 事業成果の検討 過年度講座との調整
2	計画	実施計画の決定 演習課題の決定 講座会場及び備品確保(予約他) 講師への依頼文作成 関係団体への共催・後援・協力等依頼 関係各所への事務手続き	実施計画案の作成 演習課題案の作成 講師との講座コンテンツの調整 連携団体への情報提供・協力
3	広報	関係団体への広報連携要請 広報チラシ制作・印刷・配布 募集資料の作成	関係団体への情報提供支援 広報チラシ制作にかかる助言 募集資料作成のための助言
4	募集	募集情報の掲載(HP等) 募集受付窓口業務 (tel・メール対応他) 受講者リストの作成 追加募集の実施判断	受講者募集のための助言 受講希望者からの質疑への回答書作成 追加募集の実施にかかる助言
5	講座事務局業務	受講者への連絡 受講者への配布物の印刷	受講者に対する講座開始前に提供する情報の素案作成 講座運営に関するブリーフィング資料データの作成
6	各回講座	当日全体司会 講師への謝金交通費の支払事務 会場費等にかかる支払事務 講座中の移動にかかる支払事務 受講者の出欠管理	講師との講座内容の調整 テキスト等資料データ作成 テキスト等資料印刷 当日講座運営司会進行 開催状況の記録 開催報告書の作成 アンケート実施
7	講座完了の広報	修了者リストの公表(県HPなど) 関係団体との修了者リストの共有	連携団体への成果報告のための資料データ作成 アンケート集計及び所見作成
8	成果まとめ	成果のまとめ	事業報告書の作成・委託者への提出
9	全般	受講者・関係団体への情報提供 受託者への情報提供	委託者から求められる助言ならびに資料作成にかかる支援

- ・上記に明記の無い事項に関しては、委託者、受託者間で協議を行い、双方協力して円滑な講座運営を目指す。